

副 本

令和元年(ワ)第172号

違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外7名

被告 久和進 外4名

令和2年2月26日

準備書面(1)

富山地方裁判所 民事部合議C係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 田 光



同

渡 辺 伸



補助参加人訴訟代理人弁護士

江 口 正



同

池 田 秀



同

八 木



同

濱 松 慎



同

川 島



被告ら及び補助参加人は、原告らの令和元年12月13日付け第2準備書面及び同日付け第3準備書面に対して以下のとおり反論する。

なお、志賀原子力発電所については、以下「本件原子力発電所」という。また、引用文中の傍点は、被告ら及び補助参加人による。

第1 原告ら第2準備書面について

1 「第1 訴権の濫用にはあたらないこと」について

(1) 原告らの主張

原告らは、本件の訴えは、会社法360条に基づくものであり、専ら原告らの株主たる地位と離れた不当な個人的利益や主義主張の実現を求めるものではないことから、民事訴訟制度の趣旨・目的に照らして著しく相当性を欠き信義に反する場合とはいはず、訴権の濫用には当たらないと主張する（原告ら第2準備書面1, 2頁）。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

令和元年9月20日付け答弁書4ないし7頁において述べたとおり、本件訴訟は、会社法360条に基づく株主差止訴訟の名を借りて、原子力発電に反対する個人的な主義主張の達成あるいは反対運動の拡大を図るために提起されたというほかなく（乙第4号証及び乙第5号証には、別件金沢地裁訴訟の弁護団から本件訴訟の提起が提案されたとして、原告ら及び原告ら代理人の提訴目的が、金沢地裁訴訟の「状況を打破するため」である旨明言されている。），原告らが引用する東京地方裁判所平成12年5月30日判決・判例時報1719号40頁（控訴審の東京高等裁判所平成13年1月31日・判例タイムズ1080号220頁は控訴棄却。上告棄却、上告受理申立不受理により確定）に照らしても、

株主としての「実体的権利の実現ないし紛争の解決を真摯に目的とするのではな」いことは明らかであり、原告らの主張は理由がない。

なお、原告らは、乙第4号証及び乙第5号証の記載について、「ホームページや会報内で述べられている内容は、本訴訟の原告自身が発言・発信したものではない」（原告ら第2準備書面2頁）とも述べるが、「原告団一同」の名義で公表された、「原告団結成・提訴声明」（乙34）においても、「50年以上に及ぶ志賀原発反対運動に関わった多くの人たちの思いを受け継ぎ、新たに会社法360条の株主差止請求権により、株主による志賀原発差止め訴訟を提訴しました。」などとして、原子力発電に反対する運動の一環として提訴されたことが明言されており、原告らの主張は失当である。

2 「第2 株主総会で多数の支持を得ていることは根拠とならないこと」について

(1) 原告らの主張

原告らは、①圧倒的多数の支持を得た株主総会決議に従ったか否かは善良注意義務及び忠実義務とは直ちに結びつかず、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針が圧倒的多数の支持を得ていることは、被告らに善良注意義務及び忠実義務違反がないとする根拠にはならない、②補助参加人の株主総会では、原子力発電に関する十分な情報がないまま本件原子力発電所の再稼働の方針が承認されているなどと主張する（原告ら第2準備書面2ないし4頁）。

(2) 被告ら及び補助参加人の反論

ア ①に対する反論

会社法は、「(忠実義務) 第355条 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。」と規定しているのであるから、取締役の善管注意義務及び忠実義務違反の有無を判断するに当たり（なお、忠実義務は善管注意義務を「敷衍し、かつ一層明確にした」ものとされている。最高裁判所昭和45年6月24日判決・民集24巻6号625頁），株主総会決議の内容が参照されるべきことは当然であり、原告らの主張は理由がない。この点、同条の意義については、「会社の最善の利益を図る義務を果たす前提として、法令、定款、総会決議を遵守することがあり」、総会決議は「上位機関としての判断・決定であり、これに従う義務を負う。」とされているところである（乙35：近藤光男・会社法コンメンタール8の60頁）。

すなわち、答弁書5頁において述べたとおり、原告らが第95回株主総会において提案した、「志賀原子力発電所は1号機、2号機とも再稼働しない。」、「安全性向上のための追加工事はすべて中止する。」等の定款変更を内容とする議案は、賛成率3.9パーセントという圧倒的大差で否決されているのであって、原告らの「請求の趣旨」第1項(1), (4)及び(5)は、前記総会決議により否決された定款変更議案の内容を、被告らの職務として執行するよう求めるものにはかならない。

したがって、被告らが「請求の趣旨」第1項(1), (4)及び(5)の各差止め行為を職務として執行することは、取締役が株主総会決議で否決された定款変更議案と同一内容の職務行為を執行す

ることにほかならず、取締役が株主総会の決議を忠実に遵守すべきことを定めた上記会社法355条の明文に違反することが明らかであり（乙35：岩原紳作・会社法コンメンタール8の131頁），また、原告らが「請求の趣旨」第1項(2), (3)及び(6)において被告らに差止めを求める各行為についても、答弁書7ないし12頁において述べたとおり、本件原子力発電所の再稼働を目指す経営の基本方針については株主の圧倒的多数の支持を得ているところであり、被告らは、かかる方針に基づき、関係法令及び定款を遵守し、適法かつ適切に業務を執行しているものであるから、被告らの行為は、何ら取締役の善管注意義務及び忠実義務に違反しない。

なお、原告らは、第2準備書面3頁5, 6行目において、会社法360条に基づく差止めの要件として、「著しい損害が生ずるおそれがあるとき」と主張しているが、補助参加人は、監査役設置会社であるから、同条3項により、差止めの要件は、「著しい損害」ではなく、「回復することができない損害」であり、原告らの主張は誤りである。

イ ②に対する反論

答弁書5頁において述べたとおり、原告らの主張は、圧倒的大差で否決された株主提案の蒸し返しに過ぎず、それ自体失当である。

この点、原告らは、補助参加人の株主総会では十分な情報がないまま本件原子力発電所の再稼働の方針が承認されているなどと論難するが、補助参加人は、金融商品取引法をはじめとする関係法令を踏まえたディスクロージャー・ポリシーに基づき、有価証券報告書、プレスリリース、補助参加人ウェブサイ

ト等を通じ、株主・投資家に対して積極的に適時適切かつ公平な情報開示を実施している。

また、答弁書7ないし12頁において述べた第90回ないし第95回定時株主総会の開催に際しては、会社法等の関係法令に基づき、招集通知において原告らをはじめとする株主による株主提案の内容及び提案理由が詳細に記載されるとともに（乙3の1ないし乙3の6），被告らは、原告らをはじめとする株主による事前質問に対し回答するとともに、報告事項・決議事項に対する質問・意見及び修正動議、とりわけ提案株主による株主提案に関する提案理由の補足説明を通じ、原告らをはじめとする株主に対し十分な発言の機会を確保し、かつ、質問・意見等に対し丁寧な説明を行った上で（乙10の54頁），株主提案を含む各議案の採決を行っており、その結果、上記各株主総会はいずれも2時間を超えている（乙36の1ないし乙36の6）。

以上のとおり、第90回ないし第95回定時株主総会における決議は、いずれも十分な説明や質疑応答を経た上で行われ、かつ、会社法等の関係法令に基づき適法に確定したものであり、原告らの主張は事実に反する。

ウ その余の主張に対する反論

なお、原告らは、第91回定時株主総会（平成27年6月25日開催）における第11号議案（乙2の2の4頁、乙3の2の52、53頁）について、「株主総会で圧倒的多数により否決された株主提案の内容が、その翌年の株主総会前に会社の判断で認められた例もある。」（原告ら第2準備書面3頁）とも主張するが、上記議案は、本件原子力発電所の再稼働を目指す

という経営の基本方針とは全く異なる問題であることが明らかであって、原告らの主張は失当というほかない。

そもそも、上記議案は、「株主名簿は、本会社の本店及び本会社本店所在地にある株主名簿管理人の支店において閲覧、謄写できる。」（乙3の2の52頁），すなわち、いずれも富山市に所在する補助参加人本店及び三井住友信託銀行富山支店で閲覧、謄写できるとするものであるところ、補助参加人の株主名簿の閲覧等は、平成28年2月に同行金沢中央支店の店舗改裝に伴い、同支店での閲覧等が可能となったものであり、補助参加人本店や同行富山支店での閲覧が可能となったものではないから、第11号議案の内容が認められたものではなく、原告らの主張は事実に反する。

この点、原告らは、第2準備書面3頁15ないし17行目において、上記議案の内容を、「株主名簿等の閲覧を三井住友信託銀行大阪本店のみで行う規定を改め、同行支店等や被告会社本店でも可能にする定款変更議案」と記載し、あたかも金沢中央支店での閲覧が議案に含まれていたかのように述べるが、議案を自らに都合よく不正確に引用することで裁判所を誤導するものと言わざるを得ない（なお、原告ら第2準備書面3頁16行目には、「被告会社本店」とあるが、正しくは「補助参加人本店」である。）。

その他、原告らは「東京電力の取締役に求められる善管注意義務」（原告ら第2準備書面4頁）についても繰々述べるが、何ら被告らの善管注意義務及び忠実義務違反を基礎付けるものではなく、原告らの主張は理由がない。

第2 原告ら第3準備書面について

原告らは、第3準備書面において、令和元年6月18日付け訴状第3「回復することができない損害が生ずるおそれ」(13ないし16頁)と同旨の主張を繰り返しているところ、答弁書15頁において述べたとおり、原告らの主張は、いずれも憶測による単なる危惧の念に基づくものに過ぎない。

本件訴訟は、人格権に基づく運転差止訴訟ではなく、会社法に基づく株主差止訴訟であるから、原告らが主張立証すべきは、放射性物質放出の危険性ではなく、被告代表取締役らの善管注意義務及び忠実義務違反と評価できる具体的な事実であるところ、「原子力発電の仕組みそのもの」の「根本的な危険性」(原告ら第3準備書面1頁)について縷々述べる原告らの主張は、何ら被告らの善管注意義務及び忠実義務違反を基礎付ける具体的な事実ではない。

答弁書12ないし14頁において述べたとおり、被告らは、電気事業法、エネルギー政策基本法、原子力基本法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)をはじめとする関係法令及び定款を遵守するとともに、社内外の専門的知見を有する者の意見を尊重し、原子力規制委員会における他の原子力発電所の新規制基準適合性確認審査の状況や新たな知見を把握し先行して対処するなど規制当局の指導等を踏まえ、適法かつ適切に業務を執行しており、同審査の完了、すなわち「発電用原子炉施設に放射性物質の有する潜在的危険性を顕在化させないための対策が適切に講じられていること」(乙15の120頁)の確認を経た上で、本件原子力発電所の運転を再開することとしていることから、代表取締役としての会社に対する善管注意義務及び忠実義務を尽くしており、差止めの要件たる「法令若しくは定款に違反

する行為」（会社法360条）が生じる余地はない。

なお、原告らは、福島第一原子力発電所事故において、東北地方太平洋沖地震の地震動により重要な安全機能の喪失が発生した可能性が指摘されている旨主張するところ（原告ら第3準備書面6頁）、日本原子力学会の事故調査報告書において上記指摘は否定されており、原告らの主張は前提を欠くものである上（乙18の192頁）、そもそも、福島第一原子力発電所事故にかかる主張は、被告らの善良注意義務及び忠実義務違反を基礎付けるものとは到底いえない。

よって、原告ら第3準備書面の各項目に対しては個別の認否又は反論の必要を認めない。

以上